



第97号

2017年
(平成29年5月)

ほっしんちば ひがし



目次

平成30年度税制改正に向けて	2
平成29年税制セミナーに参加して・理事会報告	3
税務Information	4, 5, 6
源泉部会第43回定時総会・研修会	7
平成28年度租税教室の活動	8
研修部会・青年部会合同新春講演会	9
平成29年新春講演会&賀詞交歓会	9
平成28年度会員交流会&講演会開催	10
千葉市内3法人会青年部会合同事業開催	10
研修部会・青年部会合同ボウリング大会、ゴルフ大会	11
バス視察研修	11
決算期別法人説明会	12
定時総会開催のお知らせ・研修・説明会等のご案内	12

公益社団法人 千葉東法人会

URL <http://www.chibahojin.jp>

E-mail mail@chibahojin.jp



税のシンボルマーク

この社会
あなたの税が
いきている

平成30年度税制改正に向けて

平成29年2月14日（火）、全法連主催「平成29年税制セミナー」が全国各地の法人会から税制委員ら約500名が参加して東京都新宿区のハイアットリージェンシー東京で開催され、千葉東法人会からは式田税制委員長をはじめ4名の税制委員が出席しました。本セミナーの開催を皮切りに平成30年度税制改正に関する法人会の提言活動がスタートしました。

セミナーでは第1講座で財務省主税局審議官矢野康治氏が平成29年度税制改正についての詳細な解説を行いました。

平成29年度税制改正では、我が国経済の成長力底上げの為、配偶者控除・配偶者特別控除の見直し、研究開発税制及び所得拡大促進税制の見直しや中小企業向け設備投資促進税制の拡充、酒類間の税負担の公平性を回復する等の観点から酒税改革を行う等々が盛り込まれ、具体的には次の項目で改正を行うとされています。

1. 経済社会の構造変化を踏まえた個人所得課税改革
2. デフレ脱却・経済再生に向けた税制措置
3. ローカルアベノミクスの推進（中堅・中小企業者の支援、地方創生の推進）
4. 経済活動の国際化・ICT化への対応と租税回避の効果的な抑制
5. その他（車体課税の見直し、災害関連税制の常設化等）

第2講座では慶應義塾大学経済学部教授土居丈朗氏が「今後の税制改革と財政再建の行方について」と題し、法人実効税率引下げの代替財源（欠損金の繰越控除の見直し・受取配当益金不算入割合の縮小・外形標準課税の適用拡大等）また、後期高齢者医療制度・社会保障給付の見直し・所得税制の改革（配偶者控除、基礎控除、給与所得控除と公的年金控除の重複適用、非課税所得の扱い等）についてご講義頂きました。

全法連で行う平成30年度税制改正に関する提言のとりまとめ作業に連動して、千葉東法人会では3月に税制委員、理事を対象としてアンケート調査及び税制改正事項に関する要望、意見のとりまとめを実施。これらの集約結果を踏まえて、5月12日開催予定の税制委員会で討議を行い「千葉東法人会平成30年度税制改正要望事項」を県法連、全法連に提言予定です。



慶應義塾大学経済学部 教授 土居 丈朗 氏

平成29年税制セミナーに参加して

税制委員会副委員長

小仲台第二支部長 安川 護 (有)マイケン

今年も2月14日(火)に全国の法人会の税制委員約500名が参加して恒例の税制セミナーが開催されました。

全国の法人会の税制委員が税制を勉強して、仲間と一緒に検討したことをもとに中小企業経営者の立場から、国に対してより良い税制の実現をを要望することに法人会の団結と力強さを感じました。

今年の法人税の改正に関しては、昨年実効税率34.62%から29.97%の改正を行ったので大きな改正はなく研究開発税制と大企業の2%賃上げに伴う軽減等、中小企業にはあまり関係のない税制改正でした。昨年法人税全般の見直しを行い、広く浅く財源確保のために下記の改正を行いました。法人税全体の歳入は大きく変わることはありませんでした。

- ・ 租税特別措置の見直し
- ・ 減価償却の見直し(定額法に一本化)
- ・ 法人事業税の外形標準課税のさらなる拡大
- ・ 欠損金繰り越し控除の更なる見直し

今年の主な税制改革は

- ・ 個人所得税の配偶者控除の更なる見直し
(パート収入103万円の壁の解消)
- ・ 酒税の改革(種類別税率の平準化)
- ・ 国際課税ルールの見直し
- ・ その他、車体課税の見直し(エコカー減税)

などに取り組んでいます。私の個人的な見解は1000兆円を超える国の債務に対し税制改正だけでは焼け石に水のような気がします。

国民全員が明日の日本を真剣に考え、社会福祉・社会保障・年金制度に大幅な改革を行い、無駄な支出を減らし国の財政の立て直しをしないと、私たちの孫の時代に国の明日が来ないのではと危惧しています。企業人として利益を上げ、たくさん税金を払うことは社会貢献の一つです。たくさん税金を納めることに喜びを感じる、そんな税の仕組みにしたいですね。



セミナー参加税制委員
安川税制副委員長(左端)

理事会報告



平成29年3月21日(火)ホテルポートプラザちばにて平成28年度第3回理事会が開催されました。主要議題である「平成29年度事業計画案及び収支予算案」が全会一致で可決承認され、平成29年度の事業活動がスタートしました。

また、平成29年4月14日(金)には平成

29年度第1回理事会が開催され「第44回定時総会の開催について」および当該総会提出議案である「平成28年度事業報告の件」「平成28年度決算計算書類承認の件」等が審議され全会一致で可決承認されました。



税務 Information

平成 29 年 3 月 27 日に成立、4 月 1 日に施行された「所得税法等の一部を改正する等の法律」(平成 29 年度税制改正)の主な改正事項(法人税等)について、お知らせいたします。
他の改正事項については、財務省ホームページ (<http://www.mof.go.jp>) をご覧ください。

法人税

(1) 中小企業者等に係る法人税の軽減税率の延長

中小企業者等(所得金額が年間800万円以下)の法人税率19%を15%に軽減する特別の適用期限が平成31年3月31日まで2年間延長されます。

(2) 地域経済を牽引する企業向けの投資促進税制の創設

地域経済を牽引する事業者による、地域経済に波及効果のあり、高い先進性を有する新たな事業への挑戦を促すため、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく投資促進税制を創設します。

【要件】

- ・事業計画が地域の強みを活かした、地域経済に対して高い波及効果があること等の要件を満たすものとして都道府県の承認を受けていること
- ・先進性を有する事業であることについて国の確認を受けていること
- ・承認された事業計画に基づいて行う設備投資の合計額が2,000万円以上であること 等

【措置の内容】

対象設備	特別償却	税額控除
機械装置・器具備品	40%	4%
建物等・構築物	20%	2%

※ 取得価額 100 億円を限度

(3) 中小企業向けの租税特別措置法適用要件の見直し

財務基盤の弱い中小企業を支援するという本来の趣旨を踏まえ、中小企業向け租税特別措置の適用を受けるための要件として、課税所得(過去3年間平均)が15億円以下であることを加えます(平成31年4月より適用)。

なお、この適用要件の見直しは、租税特別措置法における中小企業向け特例措置のみを対象としています(法人税法に規定される欠損金の繰越控除や地方税法本則に規定される外形標準課税等については、従前通り適用できます。)

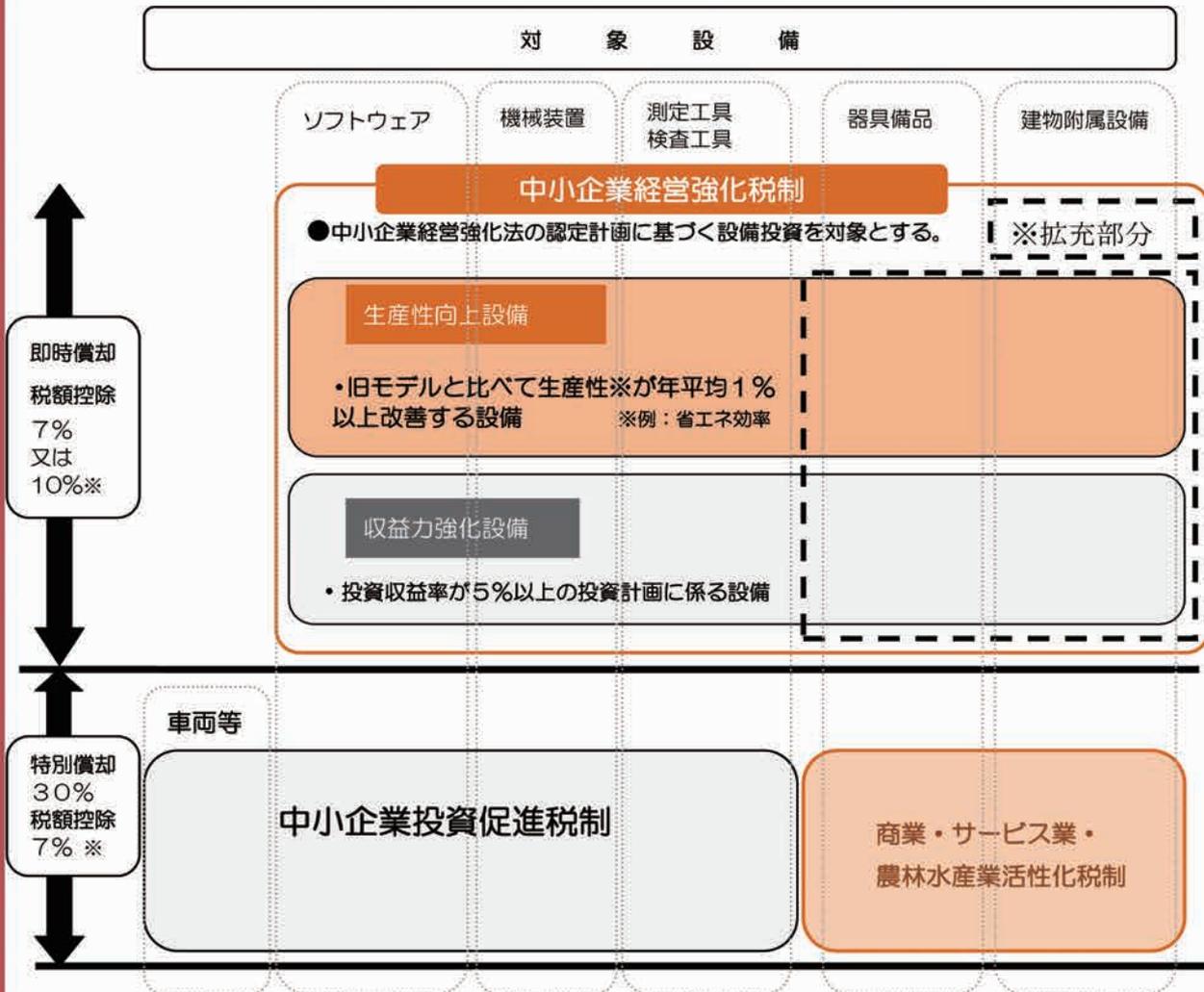
○主な中小企業向け租税特別措置

- ・中小企業技術基盤強化税制(研究開発税制)
- ・中小企業等の貸倒引当金の特例
- ・中小企業者等に係る法人税の軽減税率
- ・中小企業投資促進税制 等

(4) 中小企業投資促進税制等の拡充等

中小企業の「攻めの投資」を後押しするとともに、我が国のGDPの約7割を占めるサービス産業の生産性の向上を図るため、中小企業投資促進税制の上乗せ措置を改組し、中小企業経営強化税制を創設した上で、対象設備を拡充し、これまでの上乗せ措置において対象外であった器具備品・建物附属設備を追加します（適用期限は2年間）。

中小企業投資促進税制、商業・サービス業・農林水産業活性化税制の適用期限を2年延長します。



※資本金 3,000 万円以下の法人に適用

【税額控除の上限額】

中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制、商業・サービス業・農林水産業活性化税制を合わせ、法人税額の20%とする。

【中小企業投資促進税制】

中小企業者等が、特定機械装置等の取得等をした場合に30%の特別償却又は7%の税額控除ができる制度。

【商業・サービス業・農林水産業活性化税制】

商業・サービス業・農林水産業を営む中小企業者等が、経営改善のために店舗改修などの設備投資を行った場合に30%の特別償却又は7%の税額控除ができる制度。

平成 29 年度 国税庁経験者採用試験（国税調査官級）のお知らせ

人事院では、30 歳以上の社会人経験者を対象とした「国税庁経験者採用試験（国税調査官級）」を実施しています。

試験の概要については下記のとおりです。なお、採用後は、税務大学校において約3か月の研修を受けた後、各国税局（国税事務所）管内の税務署に配属され、国税調査官又は国税徴収官に任用されます。

記

- ◇ 試験概要 平成 29 年度の試験概要については、平成 29 年 7 月頃に官報公告及び国税庁ホームページへ掲載となる予定です。
- ◇ 問合せ先 東京国税局総務部人事第二課試験係（Tel. 03-3542-2111 内線 2163）

【参考：平成 28 年度の実施状況】

- ◇ 最終合格者数（全国）：223 名
- ◇ 受験資格 平成 28 年 4 月 1 日において、大学等を卒業した日又は大学院の課程等を修了した日のうち最も古い日から起算して8年を経過した者
- ◇ 試験日程
 - (1) 受験申込受付期間 8月中旬
 - (2) 試験実施期間 9月から12月
 - (3) 最終合格発表 12月下旬

平成 29 年度 税務職員採用試験のお知らせ

人事院では、下記のとおり「平成 29 年度税務職員採用試験」を行います。興味のある方は、税務署までお気軽にお問い合わせください。

記

- ◇ 受験資格 1 平成 29 年 4 月 1 日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者及び平成 30 年 3 月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者
- 2 人事院が上記 1 に掲げる者に準ずると認める者
- ◇ 申込手続 1 インターネット申込み
人事院ホームページ上の申込専用アドレスをご利用ください。
[\[http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html\]](http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html)
- 2 受付期間
平成 29 年 6 月 19 日（月）～平成 29 年 6 月 28 日（水）[受信有効]
- 3 受験案内交付期間
平成 29 年 5 月 9 日（火）～平成 29 年 6 月 28 日（水）
9 時～17 時（土曜日及び日曜日を除く。）
- 4 受験案内交付場所
東京国税局又は各税務署若しくは人事院各地方事務局（所）
（注） 人事院ホームページからもダウンロードすることができます。
[\[http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm\]](http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm)
- ◇ 試験日 第 1 次試験 平成 29 年 9 月 3 日（日）
第 2 次試験 平成 29 年 10 月 11 日（水）～平成 29 年 10 月 20 日（金）のうち
指定された日時
- ◇ 問合せ先 千葉東税務署総務課（Tel. 043-225-6811 内線 202）までお尋ねください。

源泉部会第43回定時総会・研修会

平成29年4月13日（木）、オークラ千葉ホテルにて、源泉部会第43回定時総会が開催されました。総会では平成28年度事業報告、平成29年度事業計画案が原案通り承認され、平成28年度源泉部会研修会7回以上（10回開催）出席法人に対し修了証書と記念品の授与が行われました。



総会終了後には平成29年度1回目となる第431回研修会が、千葉東税務署担当官を講師として「源泉所得税のチェックポイント」を研修テーマに開催されました。

なお、源泉部会研修会では会員企業の源泉徴収実務担当者を対象とした税務研修会を毎月開催していますが「はじめての源泉徴収事務」（5月）「年末調整のしかたについて」（10月、11月）「給与所得と確定申告」（1月）については広く一般を対象として開催予定です。開催要領は今後、千葉東法人会ホームページに順次掲載します。

開催日	研修テーマ	平成28年度 源泉部会研修会7回以上出席法人 (開催回数10回、順不同) ・京葉臨海鉄道(株) ・千葉県信用保証協会 ・新東日本製糖(株) ・(株)千葉銀行 ・福井電機(株) ・千葉県酒類販売(株) ・(一社)千葉県まちづくり公社 ・(株)千葉興業銀行 ・千葉信用金庫 ・(株)千葉ステーションビル ・古谷乳業(株) ・千葉製粉(株) ・千葉トヨタ自動車(株) ・千葉日産自動車(株) ・(株)千葉日報社 ・日産プリンス千葉販売(株) ・塚本総業(株)千葉支社 ・(株)JR東日本パーソネルサービス千葉事務センター 以上18社
平成29年4月13日(木)	源泉所得税のチェックポイント	
平成29年5月18日(木)	初めての源泉徴収事務	
平成29年6月13日(火)	初めての年度更新と算定基礎届	
平成29年7月 中旬	特別研修会 (バス視察研修会)	
平成29年8月23日(水)	非課税給与・現物給与の取り扱い	
平成29年9月20日(水)	入社から退職までの労働社会保険手続き	
平成29年10月30日(月)	年末調整のしかたについて (第1回)	
平成29年11月28日(火)	年末調整のしかたについて (第2回)	
平成30年1月24日(水)	給与所得と確定申告	
平成30年2月14日(水)	退職所得と源泉所得税	

会員(読者)自由コラム欄

明るい人

塩野七生氏の「男たちへ」という本の中で、成功する男とは第一に身体全体からえもいわれぬ明るさを漂わせる男である。静かな立ち居振舞いの中にも、何か明るい雰囲気を感じさせていると述べられている。考えると世の中で成功している人達は男女共に明るさを持った人達である。そこにいるだけでパッと明るい光を周囲に放ち、そばにいたところでも明るく華やいだ時間を感じることが出来る人、その様な人に増々人が寄ってきて、一層にぎわいも増し、華やいだ空気が流れるようになる。企業にも同じ事が云えると思う。生き生きとした明るい華やいだ空気が流れているかどうか、上昇気流に乗っている組織には必ずこの空気ははっきりと流れている。社員同士のコミュニケーションが良くとれていて、様々な問題点も互いの努力で解決され、気持ち良く仕事が進められて、業績も上がり、社員も増々やりがいを感じ意欲に満ちているといった状況が出来て初めて生まれてくるものだと思う。



小松美智子 (株)エム・アイ・エス・インターナショナル

平成28年度租税教室の活動

平成28年度の租税教室は千葉東税務署管内の千葉市立千城台西小学校、同小中台南小学校の2校にて開催しました。この租税教室は専門機関である税務署、千葉市役所、税理士会などでは、それぞれ職員等を講師として各学校に派遣して開催しているものですが、当会では「主な税金の種類としくみ」や「なぜ税金は必要なのか」をわかりやすく勉強してもらうために、平成22年のスタート時から青年部会員が商店主や税務署長、小学生に扮して税金にまつわる寸劇を行ったり、身近な生活を題材にした税金クイズをとおして、楽しい授業を行うことによって児童のみなさんに「税金は社会共通の費用をまかなう会費みたいなもの」ということを学んで頂いています。

千城台西小学校 29年1月26日(木)

担当講師

キャップ 小川 智之 (有)東葉企業
 時松 克史 (有)李織苑
 関本 健一 (株)セキモト

小中台南小学校 29年2月1日(水)

担当講師

キャップ 山本 剛 (株)センエー
 藤崎 祐也 社労士法人アットロウム
 奥山 栄臣 (株)奥山

千城台西小学校



小中台南小学校



研修部会・青年部会 合同新春講演会

平成29年1月17日（火）、研修部会・青年部会合同新春講演会をバーディーホテル千葉で開催しました。第一部の講演会は千葉県四街道市在住で、寄席、自主公演などで活躍中の三代目桂文雀師匠に「健康は笑いから」と題して講演（落語）して頂きました。

第二部の交流会は40名を超える部会員が参加して、桂文雀師匠を交え和やかに開催され、最後は地元千葉神社でお祭りの要所要所で行われる「千葉締め」の手締めでお開きになりました。



桂 文雀 師匠



大吉研修部会長挨拶

平成29年新春講演会&賀詞交歓会

平成29年1月19日（木）、千葉東法人会と千葉東間税会共催による恒例の新春講演会&賀詞交歓会を京成ホテルミラマーレで開催しました。第一部「新春講演会」では富士通陸上競技部所属・日本大学スポーツ科学部専任講師の澤野大地氏に『夢の実現』～さらにその先へ～と題して講演頂きました。先生は千葉県出身、陸上競技・棒高跳びの日本記録保持者（5m83cm）でリオデジャネイロオリンピックでは見事決勝に進み、日本人として64年ぶりとなる7位入賞を果たしました。記録への挑戦・世界との戦いの場に身を置くアスリートの話に参加者は熱心に耳を傾けていました。

第二部「表彰式典」では平成28年度納税表彰受彰者の披露、平成28年度会員増強運動目標達成支部・部会の披露と記念品の贈呈が行われました。また、第三部「賀詞交歓会」では千葉東税務署塚本署長、千葉市熊谷市長をはじめ多くのご来賓のご臨席のもと新しい年のスタートを祝う参加者同士の交流会が盛況裡に開催されました。



講演会



表彰式典

平成28年度会員交流会&講演会開催

平成29年3月3日（金）、平成27年・28年度に新たに法人会に加入した経営者を対象とした交流会と講演会を京成ホテルミラマーレで開催しました。

この交流会は毎年この時期に新会員の皆様と本部・支部役員が一堂に会する場として開催しているものですが、第一部講演会では千葉市都市局都市部都心整備課長松本真吾様により千葉市が策定した「千葉駅周辺の活性化グランドデザイン」についてご講演頂きました。市民にとって関心が高く、タイムリーな講演に参加者はメモをとるなど熱心に耳を傾けていました。

第二部の交流会では新会員の自社PRなどを行い、出席した総勢115名の経営者同士、熱のこもった交流が繰り広げられました。参加した新会員の皆さんは、「異業種交流の法人会」「税務署が身近な法人会」を感じていました。



講演会



平成27年・28年度入会の会員



来賓 千葉東税務署 塚本署長

千葉市内3法人会青年部会合同事業開催

平成29年2月21日（火）、毎年恒例の交流事業として千葉東・千葉西・千葉南法人会青年部会に所属する若手経営者や経営幹部52名が一堂に会して、サーキット大会と交流会を開催しました。

屋内サーキット場で行われた対抗レースでは終始熱戦が繰り広げられ、各チームとも優勝を目指して大いに盛り上がりました。会場を移して開催された交流会では若手経営者同士触発しあえることも多く、有意義な1日を過ごしました。



決勝戦



集合写真

研修部会・青年部会合同ボウリング大会、ゴルフ大会

親睦行事であるボウリング大会、ゴルフ大会を研修部会・青年部会合同でそれぞれ2回ずつ開催しました。

ボウリングは平成28年7月6日（水）、12月16日（金）にVEGAアサヒボウリングセンターにて2ゲームトータルの団体戦を行い、両日とも40名を超える参加者が熱戦を繰り広げました。ゲーム終了後は表彰式と交流会で親睦を深めました。

ゴルフ大会は10月26日（水）に立野クラシックゴルフ倶楽部（参加者16名）、平成29年3月17日（金）にはグレートアイランド倶楽部（参加者19名）にて開催しました。



ボウリング大会



ゴルフ大会

バス視察研修

平成29年2月2日（木）～3日（金）、ダイヤモンド富士見学と富士山温泉に宿泊する1泊2日のバス視察研修を実施しました。山中湖長池湖畔から見る富士山は、雄大で見事なダイヤモンドを創りました。



研修・説明会等のご案内（平成29年5月～8月）

	5月	6月	7月	8月	備 考
新設法人説明会	—	13日(火)	—	29日(火)	「会社の誕生と税金について」 13：30～16：00 千葉東税務署 5階会議室
決算法人説明会	10日(水)	7日(水)	4日(火)	1日(火)	「決算や申告にあたっての留意事項について」 13：30～16：00 千葉東税務署 5階会議室
税の無料相談日	12日(金) 19日(金) 26日(金)	2日(金) 9日(金) 16日(金) 23日(金)	7日(金) 14日(金)	4日(金)	10：00～16：00 千葉県経営者会館 相談室 あらゆる税の相談に応じております。

※会場等は変更になる場合がございます。

※各研修会に関する詳しい内容やお申込につきましては、事務局（241-4170）までお問い合わせください。

決算期別法人説明会

平成29年3月23日（木）、平成28年度第10回「決算期別法人説明会」が開催されました。当会が行う税知識の普及・税の啓発活動の柱のひとつが「決算期別法人説明会」です。この説明会は決算期（月）を迎えた千葉東税務署管内の全法人を対象として、正しい決算手続きを行うための留意点等の理解と周知を目的に、千葉東税務署・千葉県税理士会千葉東支部と共催で開催しています。最近では企業の税務コンプライアンス向上に資するため、国税庁が後援する「自主点検チェックシート・ガイドブック」活用の勧奨も行っています。平成28年度最後の開催となった説明会は管内の法人から94名が参加し、千葉県経営者会館大ホールにて開催されました。平成29年5月以降の開催予定は11頁をご参照下さい。



定時総会開催のお知らせ（正会員の皆様へ）

下記により、第44回定時総会を開催しますのでご出席のほどよろしく申し上げます。

記

1. 日 時 平成29年6月6日（火） 16時～
2. 場 所 京成ホテルミラマーレ 6Fローズルーム
千葉市中央区本千葉町15-1 電話043-222-2115
3. 議 案 第1号議案 平成28年度事業報告の件
第2号議案 平成28年度決算計算書類承認の件
(監査報告)
第3号議案 任期満了に伴う役員改選の件
監査報告

定時総会にご欠席の場合は別送しております「委任状」(ハガキ)を5月23日（火）までにご返送下さるようご協力をお願いいたします。

なお、総会終了後、交流会を予定しております。(賛助会員も参加できます)



ご宴会、同窓会、謝恩会、七五三
 様々な機会にぜひご利用ください。



京成ホテルミラマレは、東京ディズニーリゾート®・グッドネイバーホテルです。



京成ホテルミラマレ

☎043-222-2111
 千葉市中央区本千葉町15-1 www.miramare.co.jp



ご婚礼・ご宴会・七五三・同窓会など、様々な機会に是非ご利用下さい。

ホテルポートプラザちば

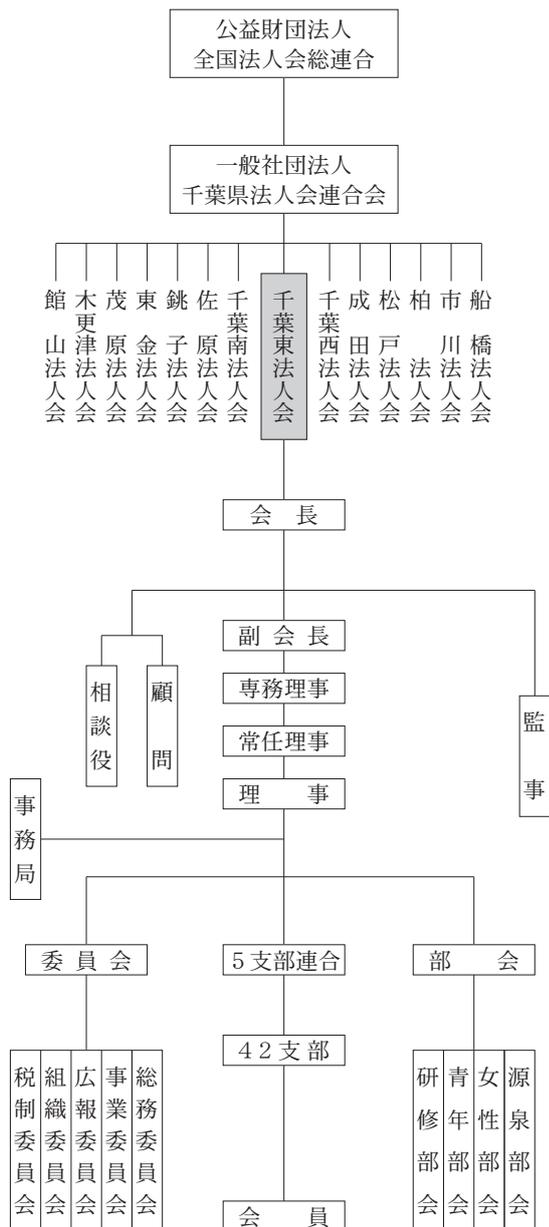
千葉市中央区千葉港8-5(千葉みなと駅前) 電話043-247-7211

法人会の輪を広げよう!!

* 法人会は

よき経営者をめざすものの団体として
 会員の積極的な自己啓発を支援し
 納税意識の向上と企業経営および社会の
 健全な発展に貢献します

* 組織図



表紙写真

「市原市瀬又地区村田川こいのぼり」



毎年4月上旬から5月中旬頃まで、100匹近い大小とりどりのこいのぼりと、川沿いの桜や菜の花、あじさいが美しく、近隣住民ばかりでなく多くの方々が遠くから足を運ぶなつかしい里の風景が広がります。

● 編集後記 ●

2017年2月24日(金)から始まったプレミアムフライデー。最初はプレミアムフライデーとは?と思われた方も多かったのではないのでしょうか。『月末の金曜は早めに仕事を終えて、豊か・幸せに過ごす』とテレビで知りました。

すでに2回の月末金曜日を迎えましたが、皆様はどのように過ごされたのでしょうか。仕事があるから無理という方も多いと思います。しかし推進事務局によるとプレミアムフライデーに取り組む企業は増加傾向にあるそうです。2回目は最初の2倍以上の企業に拡大したそうです。また大企業だけでなく中小企業にも広がっているとの事。

私たち千葉東法人会の会員の皆様の中で、プレミアムフライデーを取り入れた方はどれくらいいらっしゃるのか気になるところです。

早めに仕事を終えずとも、会員の皆様が心豊か、幸せに過ごせる事を願い編集後記とさせていただきます。

(有) 宇留間鐵工所 宇留間 稔

公益社団法人 千葉東法人会 広報誌第97号
 ○発行所 公益社団法人 千葉東法人会
 千葉市中央区千葉港4番3号
 千葉県経営者会館3F
 ☎043-241-4170

(平成29年5月発行)

○発行人 大岩 哲夫
 ○編集 集 広報委員会
 ○編集責任者 長谷部 光一
 ○印刷 刷 会員 株式会社さかき

講習会 受講者募集!

千葉労基連は、県内で働く人の
安心・安全・健康の確保をめざしています

人事
労務

衛生管理者
受験対策

衛生
推進者
(法定)

6/6
(火)

人事・労務管理セミナー

こんな時どうする?にお答えします!

経営者、労務担当者などどなたでも
ご参加いただけます。

講習時間 (半日)
13:30~16:40

講習料金
会員: 2,160円
非会員: 4,320円

- カリキュラム
- ・問題社員と解雇
- ・労働時間
- ・長時間労働と過労死

6/23
(金)

衛生推進者養成講習

■対象
常時10人以上50人未満の労働者を
使用する非工業的業種の事業場の
衛生推進者選任予定者

講習時間 (1日)
9:00~15:05

講習料金
8,640円

- カリキュラム
- ・作業環境管理及び作業管理
- ・健康の保持増進対策
- ・労働衛生教育
- ・労働衛生関係法令

※講習後、修了証を交付します。

7/5 (水)
~
7/7 (金)

第1種衛生管理者 受験対策実践講習

『キャリア形成促進助成金』の対象です。

講習時間 (3日間)
9:00~17:00

講習料金
会員: 17,496円
非会員: 19,656円

- カリキュラム
- 1日目
- ・労働衛生、労働生理 (1種・2種共通)
- 2日目
- ・関係法令 (1種・2種共通)
- ・関係法令 (有害業務)
- 3日目
- ・労働衛生 (有害業務)
- ・模擬試験
- ・模擬試験の解答解説

7/5 (水)
~
7/6 (木)

第2種衛生管理者 受験対策実践講習

独学じゃ不安だな...そんなあなたに
勉強のポイントをお教えます!

講習時間 (2日間)
9:00~17:00

講習料金
会員: 13,176円
非会員: 15,336円

- カリキュラム
- 1日目
- ・労働衛生、労働生理 (1種・2種共通)
- 2日目
- ・関係法令 (1種・2種共通)
- ・労働衛生、労働生理 (2種)
- ・模擬試験
- ・模擬試験の解答解説

・当連合会の賛助会員にご入会いただくと、さまざまな特典がございます。特に一部の講習、セミナーの受講料が割引となります。ぜひ、ご入会ください。

- ・上記以外の日程や講習もございます。
- ・講習料金には消費税、テキスト代が含まれます。
- ・講習のご予約は、当連合会ホームページより、Web予約システムをご利用ください。

賛助会員、各種講習など、くわしくはホームページをご覧ください。検索はこちらから→

千葉労基連

検索

千葉労働局長 登録教習機関

公益社団法人

千葉県労働基準協会連合会

〒260-0026

千葉県千葉市中央区千葉港4-3 千葉県経営者会館305号

TEL: 043-241-2626 FAX: 043-241-2670

<http://www.chibaroukiren.com/>

法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう
企業保障の
大きな傘を

総合型V Tタイプは重度の身体障がい状態による
リタイアリスクから会社と家族をまもります

総合型V Tタイプ

(大同生命の定期保険+AIUのベーシック傷害保険)

1～3級の身体障がい者手帳の交付を受けた場合に、
最高1億円の就業障がい保険金を支払います。

無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動型)

病気による身体障がい状態の例

例えば

- 高血圧が長く続き、腎硬化症を発症…その後悪化し、慢性腎不全となり、永続的な人工透析療法を開始
- 遺伝体質にくわえ、肥満・過食・運動不足などから、糖尿病を発症…その後悪化し、糖尿病性網膜症となり、両眼を失明



事故による身体障がい状態の例

例えば

- 納期に間に合わせるため徹夜が続き…作業中にプレス機に挟まれ、両腕のひじから下を切断
- 取引先へ向かっている途中に…交通事故で脊柱を損傷し、寝たきりに



事故より怖い
病気のリスク

病気による

身体障がい者数の割合

約54.9%

事故・けがによる

身体障がい者数の割合

約14.3%

※「事故・けが」「病気」が障がいの原因と回答した方の割合(「災害」「出生時の損傷」「加齢」「その他」等の回答は除く)

[出典]厚生労働省「平成23年生活のしづらさなどに関する調査」(65歳未満の身体障がい者手帳所持者の障がい原因をもとに当社独自に集計)

- 万一の際には、死亡された日の解約払戻金と同額を死亡給付金として支払います。死亡給付金・解約払戻金は保険期間の経過に応じて一定期間は増加しますが、保険期間の満了が近づくにつれ減少し、満了時には0になります。また、死亡給付金・解約払戻金は払込総保険料を下回ります。
- 就業障がい保険金または死亡給付金のいずれかが支払われた場合、契約は消滅し重複しては支払いません。
- 保険金額1億円までご加入できるのは、契約者が法人か所定の個人事業主(契約者と被保険者が同一人の場合に限る)の場合です。
- この保険には高度障がい保険金・満期保険金・配当金・保険料の払込免除のお取扱いはありません。
- 身体障がい者福祉法の改正により、就業障がい保険金の支払対象となる身体障がい状態は変動する可能性があります。
- 当資料に記載の保障は「Tタイプ[無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動型)]」によるものです。AIUのベーシック傷害保険の補償内容につきましては、「総合型V Tタイプ」パンフレットをご覧ください。
- この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなります。
- この資料は、平成29年3月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。
- ご検討・ご契約にあたっては、「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

大同生命保険株式会社

千葉支社/千葉県千葉市中央区新宿2-5-3
TEL 043-247-8861

AIU損害保険株式会社

千葉営業支店/千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1
(WBGマリブイースト20F) TEL 043-350-3170